

# 伊達市電波障害防止建築指導要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物を建築することに伴って生じる電波障害の被害について、必要な行政指導に関する事項を定め、紛争を未然に防止することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要項において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層建築物 高さが10メートルを超える建築物又は工作物〔建築基準法（昭和25年法律第201号以下同じ）第88条に規定するものに限る〕をいう。
- (2) 中高層建築物申請書の確認申請書、又は計画通知書

## (電波障害に対する措置)

第3条 建築主は、中高層建築物により電波障害が生じる恐れがある場合には、あらかじめ、その影響が予想される地域の関係住民に説明会を行わなければならない。

- 2, 建築主は、中高層建築物により電波障害が生じる恐れがある場合は、申請書を提出する前に、すみやかに障害を受ける地域に対し、受信状況を調査するとともに障害を受ける関係住民と協議し、共同受信設備を設置するなど、必要な措置を講じなければならない。

## (誓約書の提出)

第4条 建築主は、中高層建築物により生じる電波障害に対する措置について誓約書(様式1)を申請書と同時に提出するものとする。

## (関係書類の提出)

第5条 建築主は、第3条各項の措置をとったのち、すみやかに次に掲げる関係書類(様式2)を市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項に基づく経過説明報告書
- (2) 第3条第2項に基づく調査報告書及び措置経過報告書

## 附 則

### (施行期日)

- 1, この要領は、昭和52年11月1日より施行する。  
この要領は、昭和62年4月1日より施行する。